

第二種組合員（従業員）の勤務形態等に関する届

氏 名	住 所	採用年月日	勤務 形態	備 考
	〒	年 月 日	常勤	
	〒	年 月 日	常勤	
	〒	年 月 日	常勤	
	〒	年 月 日	常勤	

長野県医師国民健康保険組合に第二種組合員として加入する者について上記のとおり届けます。なお、この届出の内容は事実と相違ありません。もし相違があった場合は取り消しても異議ありません。

年 月 日

第一種組合員（医師） 住 所
特別組合員

氏 名 Ⓜ

長野県医師国民健康保険組合理事長 殿

<注意事項>

1. 常勤の目安としては、1カ月の勤務日数と1日の勤務時間がおおむね常勤者の4分の3以上あれば該当します。
2. 非常勤の場合は当組合の第二種組合員としては、加入できません。
3. 勤務形態が非常勤に変更になった場合は、資格喪失届を提出して下さい。
4. 第二種組合員の住所は、必ず記入して下さい。また、第二種組合員の住所が変更になる場合は「変更届」により届出して下さい。

「保険加入状況調書」（同一世帯の全ての方の保険加入状況をご記入ください）

※同一世帯で医師国保以外の保険加入者の「被保険者証の写し」を添付してください

※75歳以上の方を除く

被保険者証 記号・番号			—				—				第一種・特別 第二種組合員氏名	
----------------	--	--	---	--	--	--	---	--	--	--	--------------------	--

氏名	医師国保に加入した際の 同一世帯員の保険の種類	加入している保険者名
(記入例1) 長野太郎	① 協会けんぽ 4 市町村国保 2 健保組合 5 他の国保組合 3 共済組合 6 医師国保組合	〇〇支部
(記入例2) 長野花子	1 協会けんぽ 4 市町村国保 ② 健保組合 5 他の国保組合 3 共済組合 6 医師国保組合	〇〇〇健保組合
	1 協会けんぽ 4 市町村国保 2 健保組合 5 他の国保組合 3 共済組合 6 医師国保組合	
	1 協会けんぽ 4 市町村国保 2 健保組合 5 他の国保組合 3 共済組合 6 医師国保組合	
	1 協会けんぽ 4 市町村国保 2 健保組合 5 他の国保組合 3 共済組合 6 医師国保組合	
	1 協会けんぽ 4 市町村国保 2 健保組合 5 他の国保組合 3 共済組合 6 医師国保組合	
	1 協会けんぽ 4 市町村国保 2 健保組合 5 他の国保組合 3 共済組合 6 医師国保組合	
	1 協会けんぽ 4 市町村国保 2 健保組合 5 他の国保組合 3 共済組合 6 医師国保組合	
	1 協会けんぽ 4 市町村国保 2 健保組合 5 他の国保組合 3 共済組合 6 医師国保組合	
	1 協会けんぽ 4 市町村国保 2 健保組合 5 他の国保組合 3 共済組合 6 医師国保組合	
	1 協会けんぽ 4 市町村国保 2 健保組合 5 他の国保組合 3 共済組合 6 医師国保組合	
	1 協会けんぽ 4 市町村国保 2 健保組合 5 他の国保組合 3 共済組合 6 医師国保組合	
	1 協会けんぽ 4 市町村国保 2 健保組合 5 他の国保組合 3 共済組合 6 医師国保組合	

注 意 事 項

- 国民健康保険である医師国保は、国民健康保険法に基づき、世帯単位で加入しなくてはならないとされています。また、同一世帯での市町村国保と医師国保の混在はできません。したがって、世帯全員の加入状況を確認する必要があります。
- 医師国保では、住民票上、組合員と同一世帯の方が被保険者の範囲となりますので、たとえ税法上の扶養家族となっても住民票が同一世帯でないと加入できません。別の住所に住んでいる家族を組合員の家族として医師国保に加入させることはできません。
- 子どもが学生で、現在、県外に住んでいて住所も移している場合は、家族（世帯員）として加入できます。その際には、①在学証明書、②修学先の住民票を提出していただきます。なお、卒業後に、学生が、親とは別に住民登録をしている場合には、本組合の被保険者資格を喪失していただくこととなりますのでご注意ください。